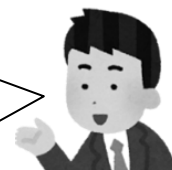


☆ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」



「障害者差別解消法」*¹と聞いたけど、
私たちは、これまでも差別はしてきていません。
配慮もしっかりしてきました。
だったらこれまでと何が違うの？

おっしゃる通りです。
これまで通りの配慮はもちろん大事です！
その何気なくやってきた配慮等をもう一度、「障害者差別解消法」を
通して、捉え直してみることが大切です！



【この法律が目指すところ】

内閣府「障害者差別解消法がスタートします！」という広報用リーフレットでは、次のように述べています。

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。



相互に尊重し合い、共生社会を目指すのがこの法律の目的です。

【行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の条文では、次のように述べています。

第7条

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

* 下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記



この法律では、公的機関として、公立小・中学校、高等学校等は、「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」となっております。**自分の学校ではどう対応していくか、考える必要がありますよね。**

* 1：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のこと。

【「社会的障壁」って何？】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の条文では、社会的障壁について、次のように述べています。

第2条

2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。



障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念って具体的には何？

日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるもの

社会における事物・・・通行、利用しにくい施設、設備など
制度・・・利用しにくい制度など
慣行・・・障がいのある方の存在を意識していない習慣、文化など
観念・・・障がいのある方への偏見など

参考：内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についてよくあるご質問と回答〈国民向け〉」

学校の中にある社会的障壁って何でしょうか？
今までの当たり前を、もう一度、確認してみましょう！

「あの子は、しょうがない」で、済ませていませんか・・・

【「合理的配慮」とは？】

内閣府「障害者差別解消法がスタートします！」という広報用リーフレットでは、次のように述べています。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、**社会の中にあるバリア**を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

* 下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

ここで、確認！

合理的配慮^{*2}について、どれだけ職員同士で理解していますか？

それが社会の中にあるバリアを取り除く第一歩です！

* 2：第三章－2『合理的配慮の提供に当たって』（142p～）をご覧ください。